

三師会向けマスク配付について

3月3日	小金井市医師会	1,000枚
	小金井歯科医師会	1,000枚
3月6日	小金井市医師会	9,500枚
	小金井歯科医師会	9,500枚
3月12日	小金井市医師会	300枚 (東京都緊急支援分)
	小金井歯科医師会	300枚 (東京都緊急支援分)
	小金井市薬剤師会	500枚 (東京都緊急支援分)

ピューラックス（消毒液）の消毒講演等について（報告）

日 時 令和2年3月10日（火） 午前9時から午前9時30分

場 所 小金井市保健センター2階講堂

出席者 市役所職員 33名

内 容 保健師によるピューラックス原液からペットボトルを使用した希釈液の作成（実演）実施

注意事項

- ・作成した希釈液は、取り置きができないので、その都度捨てる必要がある。
- ・希釈液で拭いて消毒した後、10分後に水拭きをして、乾拭きをする。
- ・希釈液で拭いて消毒した後もそのまま触ると、かぶれるので手袋が必須。
- ・500gのペットボトルの蓋に原液を半分入れ、水に混入して作成する。
- ・希釈液での消毒は、1時間おきに実施することが望ましい。（メーカーで推奨）
- ・雑巾に希釈液を振りかけ、消毒を実施する。使用した雑巾を水洗いした後、水拭きをすれば、雑巾は使い捨てではないもので対応が可能。

保健師及び出席者による意見

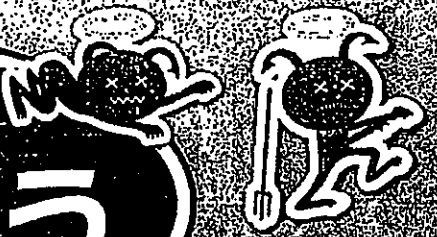
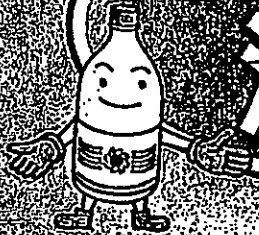
- ・希釈液で完全な消毒効果は難しいと考えている。
- ・業務上水拭きまで10分間人が全く触らないことは実際難しい。
- ・日中に実施するのは、市民の関係もあり消毒は難しい。
- ・希釈液で拭いて消毒した後、市民が触ってしまうとかぶれることもあるので、業務開始前又は業務後に実施するしかない。
- ・希釈液が飛沫してしまと、服に白い染みが付いてしまう。
- ・希釈液を濃い目に作成してしまうと、金属は錆びやすくなる。

課題

- ・一斉退庁日を設けて希釈液による消毒を実施しても、時差ビズを実施していることから、職員の出勤及び退勤時間に統一性がない。
- ・トイレ等の共用部分の実施者の設定。
- ・ピューラックスの確保は可能であるが、手袋（ゴム、又はビニール）の確保が難しい。
- ・希釈液の被服対応（ビニール、エプロンの配布等）の配布を検討。
- ・廃棄物（手袋等）の処理ルートの確認

感染症予防に。万全な衛生管理のために。

次亜塩素酸ナトリウムで 消毒しましょう



第2類医薬品
ピューラックス

次亜塩素酸ナトリウム6%液

まな板・ふきん等の消毒

水でうすめて0.02%液をつくります

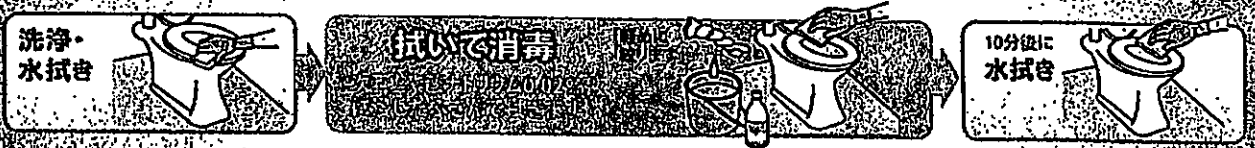
水1Lに対してピューラックス約3.3mL



トイレの消毒

水でうすめて0.02%液をつくります

水1Lに対してピューラックス約3.3mL



ノロウイルス 対策

吐物の処理 (床や壁の消毒)

水でうすめて0.1%液をつくります

水1Lに対してピューラックス約16.9mL

※白色剤に使用した場合、漂白または変色しますので使用を避けてください。

「処理に取り掛かる前に」 手袋・マスク・ガウンを着用 換気をよくする



① 注意 酸との混合により有毒ガスが発生します。国産の製品や、その他の製品と混合・引用しないでください。

④ 処理に使用したバケツなどは洗浄し、水で流した後0.1%液を使って消毒します。最後によく手を洗い、うがいをします。

「ピューラックス」は薬局、薬店でお求めいただけます。

<http://www.oyalox.co.jp>

株式会社 オーヤラックス



消毒液の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）



【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50倍にする	60ml	3ℓ
6%の場合	300倍にする	10ml	3ℓ
12%の場合	600倍にする	5ml	3ℓ

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10倍にする	330ml	3ℓ
6%の場合	60倍にする	50ml	3ℓ
12%の場合	120倍にする	25ml	3ℓ

【次亜塩素酸ナトリウム濃度】

濃度	商品名（例）
1%	ミルトン、ミルクボン、ピュリファン
5~6%	シアノック、ハイター、ブリーチ
6%	ピューラックス、次亜塩6%「ヨシダ」、アサヒラック、テキサント
10%	ピューラックス-10、ハイボライト10、アサヒラック、アルボースキレーネ
12%	シアエース、アサヒラック、パイラックス

例) 市販の漂白剤（塩素濃度約5%）の場合：漂白剤のキャップ1杯 約20~25ml

ペットボトルのキャップ1杯が約5ml



対象	濃度	希釈方法
	希釈倍率	
<ul style="list-style-type: none"> ● 便や吐物が付着した床等 ● 衣類などの漬け置き 	0.1%	①500mlのペットボトル1本の水に10ml (ペットボトルのキャップ2杯)
	50倍	②5ℓの水に100ml (漂白剤のキャップ5杯)
<ul style="list-style-type: none"> ● トイレの便座やドアノブ、手すり、床等 ● 食器などの漬け置き 	0.02%	①500mlのペットボトル1本の水に2ml (ペットボトルのキャップ半杯)
	250倍	②5ℓの水に20ml (漂白剤のキャップ1杯)

← 1回作り
の現実的
な量
作り置き
せう。その
お返しは

都職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

職員が感染した場合は、当面以下のとおり対応する

<基本的対応>

- 感染した職員本人は、保健所からの入院勧告を受け、入院（病気休暇）
- 職員の所属する職場は、保健所及び職員本人から感染連絡を受け、職場の所在地を管轄する保健所の指示のもと、職員、都民等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力
- 消毒場所の確定後、都は消毒作業を実施
- 濃厚接触者については、職場の所在地を管轄する保健所が14日間の健康観察を実施
 - ・ 濃厚接触者のうち無症状の職員は、所属長と相談の上、健康観察期間は、原則、テレワークや自宅勤務を実施（サービスは自宅への出張）
- 感染した職員の勤務場所は、当分の間、閉鎖し、保健所の了解を得た後に閉鎖を解除する。閉鎖中の業務は、他の部署や事務所で代替することとする
- 閉鎖する範囲については、保健所が確定する消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、局において定める

- 他の職場において業務を代替できない場合については、消毒完了後に、必要な措置を講じた上で元の職場での業務再開を検討する
- 職員の感染情報の公開は、プライバシーに十分に配慮しつつ都民の安全・安心につながるよう対応
 - ※ 職員の業務内容、都民サービスの状況、対応策等については、職員の所属局が発表
 - ※ 業務の再開見通し等は、職員の所属局が随時発表

<各局での対応>

- 基本的対応方針のもと、今後各局においては、所属職員が感染した場合を想定し、対応策を早急に検討
 - 【主な検討事項】
 - ・ 業務休止の可能性
 - ・ 業務を継続する場合の執行場所
 - ・ 職員の確保（応援体制） 等
- ※ 感染が拡大した場合には「東京都新型インフルエンザ等行動計画」を参考に対応を検討

都庁舎における新型コロナウイルスへの対応

<本庁舎の消毒対応>

【実施済予防措置】 現在でも消毒対応を強化中

- 現状の清掃業務から、接触感染の原因となる箇所を重点箇所として清掃（2月25日（火）から）
 - ・手すり、ドア等の薬液清掃
 - ・トイレ洗浄液の補充回数の増加(できる限り対応)
- 作業員への感染防止として使い捨て手袋の使用や手洗いの強化
- 空調については湿度を少し高めに調整中

【今後の対応】

- 清掃体制維持のための作業シフトの見直し及び発生時の事業者内バックアップ体制の構築（依頼済）
- 受託事業者へ感染症発生時の消毒体制の準備（対応の可否及び準備状況の確認）
- 各局へは財務局の取り組みについて情報提供

災害協定締結自治体のご担当者様

お世話になります。ヤフーの■です。

新型コロナウイルス感染防止のため、政府が全国の小中高校などに臨時休校の要請を出したことを受け、住民に対してアプリ「自治体からの緊急情報」での休校などに関する発信の活用をぜひお願いします。

協定項目である、Yahoo!防災速報アプリ（全国1800万人が利用）を通した

「自治体からの緊急情報」は、「住民の命を守る」情報が配信でき、今回もガイドラインの「その他の住民保護」に該当します。

休校か授業継続かに関わらず、新型コロナウイルスに関する学校の対応は、配信対象となっています。

非常に住民の関心の高い分野で、かつ市町村ごとの対応情報が重要です。

不要な問い合わせを避ける意味でも、ぜひアプリを通じた住民への正確な情報の周知を、よろしくお願いします。

都道府県庁のみならず、県教委の対応情報や県の感染拡大防止の周知徹底に、ぜひ積極的にご活用ください。

また学校以外の情報も、積極的に発信をお願いします。

- ・自治体における感染者の情報
- ・感染防止のためのイベント中止の情報
- ・保健所など相談先や受け入れ体制

など、その自治体でしか発信できない情報や、住民から問い合わせが多い情報を、「個別に」発信いただければ幸いです。テーマごとに分けて迅速に配信いただくほうが、見やすく効果的です。

なお、防災速報アプリだけではなく、ウェブの「Yahoo!暮らし」の個別自治体枠にも掲載されます

例：長野県松本市様

<https://kurashi.yahoo.co.jp/nagano/20202/>

もし、まだ「自治体からの緊急情報」の登録をしていない締結自治体様は、ぜひご連絡ください。

申込書と公章データの2点を提出いただければ、無料で登録・配信が可能です。

また、すでに申込された自治体様は改めての申請は不要です。

IDが不明な場合はツールが使えませんので、至急ご確認ください。

連絡先：bousai-peacetime-desk@mail.yahoo.co.jp

配信の参考とすべく、下記に臨時休校に関する配信例文をお送りします。
これらを参考に、あくまで自治体様の責任のもと、配信をお願いします。
迅速に配信するためには、自治体内での通知内容をコピーまたは住民向けに編集したり、自治体サイトにアップされた該当URLを紹介するだけでも、多くの住民に伝わります。

非常に多くの自治体様からすでに注意喚起の配信があり、誠にありがとうございます。

【配信例】

=====

【タイトル】新型コロナウイルスに関する学校対応について

【本文】

政府より全国の小中高校に3月2日以降の臨時休校を要請するとの件について、

●●（自治体名）では、●●として対応することが決定しました。

なお保育所や学童保育については、●●となります。

詳細は、下記ホームページにてご確認ください。

●●（URL 記載）

本件についての問い合わせ先は●●までお願いします。

現在、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期です。

皆さまには、手洗いなどを徹底し、風邪症状があれば外出を控えるなどの対応をお願いします。

参考サイト

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

最新情報やQ&A・相談窓口など（ヤフー）

<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200207>

=====

正確で信頼できる配信を通じて、住民の安全安心に引き続き寄与できればと思っています。

もしご質問がありましたら、お気軽にお声がけください。

以上、よろしくお願いいたします。

YAHOO! JAPAN IDでもっと便利に新規取得 ログイン ZOZOTOWN 最大30%相当戻ってくる

Yahoo!暮らし > 東京都 > 墨田区 > 防災 > 自治体からの緊急情報履歴 > 緊急情報詳細

東京都 墨田区



新型コロナウイルス感染症に対する墨田区内小中学校・幼稚園等の対応について

更新日時：2/28(金) 19:56

国の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請及び東京都の方針等を踏まえ、墨田区立小中学校・幼稚園を臨時休業することを決定しました。

臨時休業期間：令和2年3月2日（月曜日）午後から3月25日（水曜日）まで

※ただし、幼稚園は、保護者の就労等で家庭での保育が行えない事情がある場合は、通常の開園時間の範囲で受入れを行います。

※3月2日（月曜日）については、通常どおりの登園・登校として文書・教材等を配布し、午前11時までを目途に降園・下校を完了します。また、お弁当、給食等は中止とします。

詳細及びその他の施設については、下記のホームページにてご確認ください。

https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kosodate_site/oshirase/corona_taiou.html

情報提供：墨田区

墨田区の緊急情報

新型コロナウイルス感染症に対する墨田区内小中学校・幼稚園等の対応について

2020/2/28(金) 19:57

【訓練通知です】台風の接近にご注意ください

2020/1/17(金) 10:01

【1月17日（金）午前10時頃】墨田区より訓練通知を配信します

2020/1/16(木) 15:06

[履歴を見る](#)

自治体によるハザードマップ情報

津波	>	内水氾濫	>
洪水	>	高潮	>
土砂	>	火山	>

関連リンク

新型コロナウイルス感染症まとめ

新型コロナウイルス感染症についての、感染者の発生状況や厚生労働省などの公式発表、ニュース、Q&Aなどをまとめました。

新型コロナウイルス感染症に備える

どのように感染するのか、現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。「手洗い」や「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの通常の感染症対策が重要です。

新型コロナウイルスに関する最新ニュース

YAHOO! JAPAN **くらし** IDでもっと便利に新規取得
 ログイン 【早いもの勝ち】最大50%OFFクーポン配布

Yahoo!くらし > 東京都 > 昭島市 > 防災 > 自治体からの緊急情報履歴 > 緊急情報詳細

東京都 昭島市



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

更新日時：2/28(金) 17:24

○中華人民共和国で感染が発生し、世界的にも感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、昭島市としても万全な対策を期するために、2月21日（金曜日）に市長を本部長とする「昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、情報収集、提供を図っていきます。

○手を洗う際は手首まで丁寧に洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよくふき取りましょう。

○咳をするときには、マスクを着用する、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆うなどを心がけましょう。

○その他の詳細情報については、昭島市ホームページに順次公開しますので、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（昭島市ホームページ）

<https://www.city.akishima.lg.jp/s002/030/040/020/20200221115148.html>

情報提供：昭島市

昭島市の緊急情報

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

2020/2/28(金) 17:24

昭島市からの防災情報等の配信を開始しました

2020/2/28(金) 16:16

[履歴を見る](#)

自治体によるハザードマップ情報

津波	>	内水氾濫	>
洪水	>	高潮	>
土砂	>	火山	>

関連リンク

新型コロナウイルス感染症まとめ >
 新型コロナウイルス感染症についての、感染者の発生状況や厚生労働省などの公式発表、ニュース、Q&Aなどをまとめました。

新型コロナウイルス感染症に備える >
 どのように感染するのか、現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。「手洗い」や「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの通常の感染症対策が重要です。

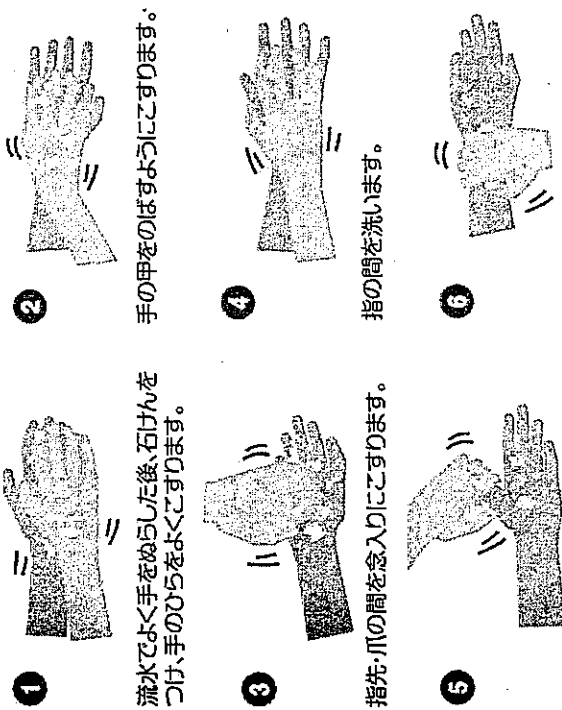
新型コロナウイルスに関する最新ニュース >
 Yahoo!ニュースに掲載された新型コロナウイルスに関する記事を、過去にさかのぼって閲覧できます。

[土砂災害マップ](#)

新型コロナウイルス感染症にならないために！

① 手洗い

手洗いの前に
爪は短く切っておきましょう
時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後に石けんをつば、手のひらをよくこすります。

指先・爪の間を念入りにこすります。

指の間を洗います。

親指と手のひらをねじり洗います。

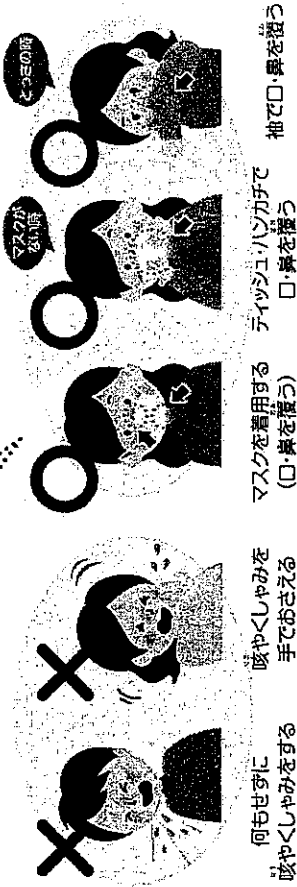
手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

正しい手の洗い方

② 咳エチケット

3つの咳エチケット



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を拭く

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② コムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

新型コロナウイルス感染症に関する小金井市からの情報については

<http://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/kenkosodan/info/kanrenzyouhou/index.html>

小金井市 新型コロナ

検索



小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

総行行第61号
令和2年3月3日

各都道府県総務部長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について

地方公共団体の入札・契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）等の法令や公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条に基づく「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定）等に基づき取り組まれているものと存じますが、新型コロナウイルス感染症の罹患に起因した、地方公共団体の調達における工期又は納期への影響や事業者の支払いへの配慮など、当面の新型コロナウイルスによる影響を受けることが考えられる入札及び契約については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定による「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に則った対策を講じていただくことに加え、下記を踏まえて適切にご対応いただきますよう、よろしくお取り計らいください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をよろしく願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 工期・納期の見直し、契約金額の変更及び迅速な支払い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期又は納期の見直しやこれに伴い必要となる契約金額の変更等、適切な対応を講じるよう努めること。

また、受注者への支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めること。

2. 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとする。

3. 緊急の調達求められる場合

新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号により随意契約が可能であること。

4. 予算の繰越事務手続について

令和元年度の歳出予算の経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して年度内の支出が困難となったものについては、法第213条の規定による繰越明許費又は法第220条第3項の規定による事故繰越しの手続きを適宜とすること。

なお、繰り越すことができる経費については特に限定されていないことから、公共工事の事業費に限らず、調査・設計業務や物品の購入等についても広く適用することができること。

5. その他調達に係る関係省庁通知等

調達における新型コロナウイルス感染症への対応としては、中小企業・小規模事業者に対する配慮に関して、中小企業庁から「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）」（令和2年3月3日付け20200302中庁第4号）が発出されており、公共工事等に関しては、国土交通省から「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国土交通省事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈等について」（令和2年2月28日付け国土交通省事務連絡）、「新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」(令和2年3月2日付け国土交通省事務連絡)が発出されているので、これらの通知を踏まえ適切に対応されたい。

使用済みのティッシュやマスク等の適正な廃棄について

新型コロナウイルス感染者が都内及び近隣県で発生しています。主な感染症の感染経路は飛沫感染及び接触感染であると考えられています。

感染拡大防止の観点から、発熱など風邪の症状がみられる方が使用したティッシュやマスク等を捨てる際は、透明のビニール袋等に入れてしっかり封をしてから、燃やすごみ用の指定収集袋に入れて出してください。

ご理解とご協力をお願いします。

以上の内容について、市ホームページ、ツイッター、ごみ分別アプリに掲載することといたしたい。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
 - ・ クラスタ対策の専門家や地方公共団体へ派遣
 - ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
 - ◆ **需給面からの総合的なマスク対策**
 - ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援
 - ◆ **PCR検査体制の強化**
 - ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - ・ PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)
 - ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速
 - ◆ **症状がある方への対応**
 - ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
 - ◆ **情報発信の充実**
 - ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
 - ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる困りへの対応

- ◆ **保護者の休暇取得支援等**
 - ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - ・ 委託を受けて個人で仕事をする方へ支援(一定の要件を満たす方、日額4,100円)
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
 - ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
 - ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免を国費(10/10)支援
 - ・ 企業主導型ハイジーンラボ利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ **学校給食休止への対応**
 - ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ **テレワーク等の推進**

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡り適用
 - ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置: 総額1.6兆円規模
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・ 信用保証協会によるセーフティ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
 - ・ 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
 - ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンド」等の活用(最大5,000億円規模)
 - ・ DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆ **観光業への対応**
 - ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - ・ 事業終息後の官民一体となったキャンペン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)**
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - ・ 上陸拒否・査証制限措置・検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - ・ 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - ・ 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
 - ・ WHO等による緊急支援への貢献
 - ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 —第2弾—

〔令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部〕

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月13日に、第1弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行している。また、同25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等を取りまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模26兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和2年2月26日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2/3等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第1弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和2年3月3日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを經由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業3/4、大企業・中堅企業2/3）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後も、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果敢に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○ PCR検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第1弾により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、1日約6,200件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：1／2）し、本年3月中に1日最大7,000件程度に拡大させる。

また、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年3月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なPCR検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、PCR検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないように、公費で補助する。

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：1／2）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMEDの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○ 症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○ 情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（JNTO）などを通じ、SNSも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかった日数に応じて定額(4,100円/日)を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年3月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用を支援する。

○ 学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3/4等）。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

を行う。

○ テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：1企業あたり100万円）。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。

また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。

あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。

働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。

具体的には、

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

等の措置を講ずる。

また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。

なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額 1.6 兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000 億円規模→6,000 億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに 5,000 億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長 5 年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第 1 弾で講じた 5,000 億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を 0.9% 引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証 4 号及び 5 号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の 100%（地域を指定する 4 号）又は 80%（業種を指定する 5 号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の 100% を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とすることで早急な支援を可能とする。

あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。

さらに、下請Gメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。

また、国際協力銀行（JBIC）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、JBICにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する（JBICによる金融措置2,500億円）。

日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○ 観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、JNTOを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

- ・ 観光地域づくり法人（DMO）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（DMO・事業者に対する補助率：定額、1/2）
- ・ キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備。（事業者に対する補助率：定額、1/2、1/3）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

○ 新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである（令和2年3月10日閣議決定）。

○ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるPCR検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等については、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置(4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備:486億円

- ・ 保育所や介護施設等における感染拡大防止策:107億円
 - ・ 需給両面からの総合的なマスク対策:186億円
 - ・ PCR検査体制の強化:10億円
 - ・ 医療提供体制の整備:133億円
 - ・ 治療薬等の開発加速:28億円
- 等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応:2,463億円

- ・ 保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金:1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例:207億円)
 - ・ 放課後児童クラブ等の体制強化等:470億円
 - ・ 学校給食休止への対応:212億円
 - ・ テレワーク等の推進:12億円
- 等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応:1,192億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大:374億円
 - ・ 強力な資金繰り対策:782億円
 - ・ 観光業への対応:36億円
- 等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等:168億円

- ・ WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出:155億円
- 等

2. 金融措置(1.6兆円規模)

- ・ セーフティネット貸付・保証(6,060億円)
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付(5,430億円)
- ・ 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援(2,040億円)
- ・ 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援(2,500億円)等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円(うち一般会計346億円)、
(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

案

事務連絡
令和2年3月 日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会学校教育部
指導室長 浜田 真二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校中の登校日について

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐことを目的とした、市立小・中学校における臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校中の登校日につきまして、下記のとおり対応していただきますよう、お願いいたします。

記

1 期 間 3月16日(月)から3月23日(月)まで

2 回 数 各学年 必要に応じて1回程度

3 時 間 1回2時間程度

4 その他

- (1) 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」で健康観察を必ず行い、健康面に問題がなければ、記録表を持参して登校させる。
- (2) 児童・生徒を分散させて登校させる。
- (3) 教室等では、窓を開け、換気を十分に行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校中の登校日は、授業日としない。

【 担 当 】

指導主事 田 村 忍

電 話 042(387)9877

ファクシミリ 042(383)1133



令和2年3月 日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校中の登校日について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を臨時休校としていますが、臨時休校中における登校日について下記のとおり対応することにしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 期 間 3月16日(月)から3月23日(月)まで

2 回 数 各学年 必要に応じて1回程度

3 時 間 1回2時間程度

4 その他

- (1) 登校日を実施する場合は、各小・中学校から学校メール等で連絡があります。
- (2) 登校日を実施する場合は、授業日ではありませんので、登校しない場合も欠席とはなりません。
- (3) 登校の際は、ご家庭において「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」で健康観察を必ず行い、健康面に問題がなければ、記録表をお子さんに持たせ登校させてください。
- (4) 児童・生徒の登校は、分散させて行うなど、感染を防ぐための対策をとります。
- (5) 教室等では、窓を開け、換気を十分に行います。

【 担 当 】

小金井市教育委員会指導室

電 話 042(387)9877

ファクシミリ 042(383)1133

新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業に関連した対応について

現在の状況

- 保育所や学童クラブ等について、感染の予防に十分留意した上で、原則として開所するよう区市町村に要請
(2月28日)
- ⇒ 保育所等については、休園する自治体なし
- ⇒ 学童クラブを設置する57自治体中、55が開所、51が長期休暇時と同様の時間で開所

区市町村への支援策

- 臨時休校に伴う小学生の居場所確保のための対策として、区市町村が以下の取組を行う場合に都が支援
 - ① 学童クラブの開所
 - ・午前中から開所する場合の運営費について、国の支援策に都が上乗せ
 - ② 児童館等を活用した居場所の確保
 - ・児童館等に児童の見守り支援を行う職員を配置し、安全・安心な居場所として活用
 - ③ 保育施設を活用した一時預かりの実施
 - ・認可保育所や認証保育所等に就学児専用スペースを確保し、小学生の一時預かりを実施
 - ④ ベビーシッターの活用
 - ・ベビーシッター利用支援事業（最大220時間・42万9千円/月）等の対象に小学生を追加

※いずれも補助率10分の10として実施

感染症 ひとくち情報

新型コロナウイルス感染症について

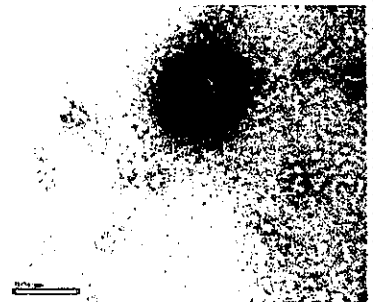


2020年3月6日
東京都健康安全研究センター

1. 新型コロナウイルス感染症について

ヒトに感染するコロナウイルスはこれまでに7種類確認されていて、その中の1つが「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」です。7種類中、4種類のウイルスは日常的にヒトに感染し、風邪の10%から15%はこれらのウイルスが原因とされています。また、感染しても多くは軽症です。一方、2002年に中国から発生したSARS (重症急性呼吸器症候群)の原因ウイルスと2012年にアラビア半島を中心に発生したMERS (中東呼吸器症候群)の原因ウイルスは、ヒトに感染すると深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあります。

新型コロナウイルスに関してはまだ解明されていないことが多いですが、ヒトに感染すると発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状や呼吸困難を伴う肺炎を認める場合があると報告されています。現時点で、新型コロナウイルス感染症に有効な治療法は無く、対症療法が中心となります。



新型コロナウイルス顕微鏡写真

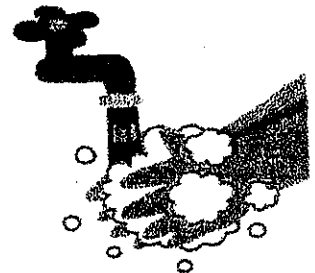
2. 対策のポイントについて ～手洗い、咳エチケット～

感染経路は、感染した人の咳やくしゃみのしぶき (飛沫) に含まれるウイルスを吸い込むことによる飛沫感染と、ウイルスが付着した手で目・口・鼻を触ること等による接触感染があります。新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」と「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

○流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等に触る前には手洗いを徹底しましょう。

○咳・くしゃみが出る場合は、次のような「咳エチケット」を心がけましょう。

- マスクを着用します
- ティッシュなどで鼻と口を覆います
- とっさの時は、袖、肘の内側などを使って口や鼻を覆いましょう
- 周囲の人からなるべく離れます



3. 新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合

次のいずれかに該当する場合は新型コロナ受診相談窓口 (帰国者・接触者電話相談センター) (右二次元バーコード) へご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合 (解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある場合

※ 高齢者や基礎疾患のある方は上の状態が2日程度続く場合

